

女性の職業選択に資する情報の公表について

令和3年6月30日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条第6項の規定により、女性の職業生活における活躍に関する情報を次のとおり公表する。

1 特定事業主行動計画において目標設定した項目

項目	市長部局等
管理的地位（課長相当職以上）にある職員に占める女性職員の割合（R3.4.1）	9.7%
係長相当職以上の女性職員の割合（R3.4.1）	17.5%
育児休業を取得する男性職員の割合（R2）	0.0%
制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合（R2）	75.0%
月に60時間以上超過勤務を行う常勤職員の割合（R2）	19.3%
常勤職員の月平均超過勤務時間（R2）	8.2時間
職員の年次休暇の平均取得率（R2）	21.3%

2 その他の項目

項目	市長部局等
採用した職員に占める女性職員の割合（R3.4.1）	30.0%

※市長部局等…市長部局、市議会事務局、市教育委員会事務局、市公平委員会事務局、市固定資産評価審査委員会事務局、市選挙管理委員会事務局、市監査委員事務局、市農業委員会事務局